

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹すべく、経営の効率性、業績の向上およびコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 後継者計画の策定】

当社は2005年に設立され、2016年3月に創業者より現在の最高経営責任者に引き継いだこともあり、取締役会は、現在最高経営責任者等の後継者計画についての具体的な監督を行っておりませんが、最高経営責任者等の後継者計画については、重要な経営課題のひとつとして認識しており、今後検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役は、取締役8名中3名で取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。取締役の報酬につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲で、社外取締役、社外監査役を含めた報酬委員会にて決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有していません。なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定し、その基準にそった対応を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引について、会社法に定められた手続きを遵守すると共に、関連当事者と当社との取引の有無、および取引の内容等について半期毎に取締役会に報告し「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に定める取引の重要性の判断基準に基づき、レビューを行っています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、経営計画等を当社ホームページに記載しております。

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針については、「1.基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬については、2017年4月に報酬委員会を設置し、株主総会で決定した限度額の範囲で、社外取締役、社外監査役を含めた報酬委員会にて決定しております。監査役の報酬については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

(4)

取締役候補者の選任

取締役の候補者は、当社の持続的な企業価値の向上に資するという観点に基づき、会社経営や当社事業全般に関する理解、人格・見識・経験・専門分野に優れ、その職務と責任を全うできる人物としております。取締役候補者は、代表取締役から提案を受け、取締役会において審議のうえ、株主の負託に応え、取締役としての職務を適切に遂行できる人物を指名しております。

監査役候補者の選任

当社の監査役として相応しい高い倫理観と遵法精神を有することに加え、経営陣からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等の監査役としての適格性、並びに取締役の職務の執行の監査を的確に遂行することが可能な知識や経験を有する候補者を監査役会に諮問し、その同意を受けた後、取締役会にて審議のうえ、株主の負託に応え、監査役としての職務を適切に遂行できる人物を指名しております。また、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。

又は、のうち社外役員の候補者を指名する場合

社外役員候補者は、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただける当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断する者を選任することとしております。

経営幹部の選任

当社が定める「執行役員規程」に基づき、当社従業員に対し年2回人事評価を実施し、評価結果が優れた者のうち、当社の経営幹部候補者として

の資質・能力を有する者を執行役員とし、経営会議に参加させ経営に関する知見を養う機会を与え、経営幹部候補者として育成しております。

取締役及び監査役（社外役員を含む）の解任
当社の取締役あるいは監査役として求められる能力・資質・経験・価値観に疑義が認められるなど、各選定基準を満たさなくなった場合には、解任すべき理由を明らかにした上で、取締役会にて協議を行い、解任すべき「正当な理由がある」と取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。執行役員を解職する場合には、取締役会に議案を上程し、取締役会の決議をもって解職することとしております。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由について株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。また、当社は、2018年4月1日より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化による経営の効率化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役を起用することで、多角的な視点から当社事業の成長に資する意見・提言を経営に取り入れ、さらに業務執行に対する監督機能の強化を図ることを期待しており、当目的にかなう知識と経験を有していること、また東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考に、独立性が十分に確保されている方を選任することを方針としております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役候補者を決定するに際し、その役割・責務を実効的に果たすために、各分野に精通している人格・見識・経験に優れた人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。

【補充原則4-11-2 役員が上場会社の役員を兼務する場合における兼務状況】
取締役・監査役の主な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】
当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年1回、取締役及び監査役による取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会にて議論を行い、取締役会の実効性の拡充を図っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、各取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする知識の取得・能力の研鑽に努めることとし、取締役会・経営会議における詳細な議論を通じて、知識・能力の深化・共有を図っております。また、新任の社外取締役、社外監査役に対しては、会社の経営・事業全般の説明を行い、当社の事業内容や経営課題の理解を深められるよう努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、取締役CFOコーポレート戦略本部長をIR担当取締役とし、経営管理部を主体としたIR体制を整備しております。また、代表取締役自ら積極的にIR活動を行っております。アナリスト、機関投資家を対象に半期ごとに代表取締役が説明者として決算説明会を実施しております。また、国内外の投資家との個別対話を適宜実施するほか、個人投資家向け説明会も開催することで当社に対する理解度向上に努めております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、自社の資本コストを把握した上で、毎年ローリング形式により3か年の中期経営計画を策定し、公表しております。長期目標として、売上高経常利益率8%、ROE30%を目指しております。今後は株主様に更に分かりやすい説明を行うよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,757,200	15.68
鈴木 慶	3,674,612	15.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,105,500	12.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,202,000	5.01
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,142,800	4.76
株式会社マップグループ	1,060,000	4.42
BBH / SUMITOMO MITSUI TRUST(UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES(RELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	716,600	2.99
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	658,992	2.75
KIA FUND 136	408,429	1.70
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	309,500	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村田 真一	弁護士											
滝ヶ崎 裕二	他の会社の出身者											
草島 智咲	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 真一	○	――	弁護士としての専門知識及び広い見識をもって、独立した立場からの助言をいただくことにより、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスがいただけるものと期待しております。また、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての的確であると判断しております。

滝ヶ崎 裕二	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計等に関する専門的な知識及び企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての的確であると判断しております。
草島 智咲	○	——	株式会社セガ・エンタープライゼスの情報システム部部長として、基幹システム、全社システムなど大規模プロジェクトの開発及び運用に携わり、豊富な経験と実績を持つとともに、独立系ITコンサルタントとして幅広い業種において、システム部のプロジェクトマネジメントの人材育成、ITグランドデザインなどの知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社の企業価値向上に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての的確であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	8	0	2	3	0	3	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬等の客観性と説明責任を強化することを目的に、2017年4月に報酬委員会を設置いたしました。委員会の構成は、取締役会長、代表取締役社長、社外取締役及び監査役になります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と四半期および期末決算時における意見交換を行い、期中監査時には経理状況の確認・法律上の改正点等につき情報の共有を行っております。
 内部監査人は、内部監査の結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、社外常勤監査役に対しても報告を行っており、その都度、情報交換し相互連携を図っております。
 また、内部監査人は、決算時の棚卸立会への随行や、必要に応じた内部監査状況の報告、期末監査終了時に意見交換の場を設けるなど、会計監査人と積極的に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畑尾 和成	税理士													
芦澤 光二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑尾 和成	○	—	税理士としての専門知識および広い見識をもって、独立した立場からの助言を頂くことにより、当社の監査業務ならびにコーポレートガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先等の出身者等ではないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適格であると判断しております。
芦澤 光二	○	同氏は、2013年3月まで、当社の主要取引先であるキャノンマーケティングジャパン株式会社の取締役副社長執行役員であり、同社と当社とはカメラ・レンズ等の取引関係があります。これらの取引における当社の2018年度の仕入高に占めるキャノンマーケティングジャパン株式会社の仕入高は10数パーセント程度であります。	企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見をもって、当社事業の成長に資する意見・提言ならびに独立した立場からの助言をいただくことにより、当社の監査業務ならびにコーポレートガバナンスを強化することが可能と考えております。また、同氏は主要取引先の出身者であります。退任後一定期間が経過し、出身会社の影響を受ける立場にはないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

(ストックオプション制度)

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

(譲渡制限付株式報酬)

2018年6月26日開催の第13回定時株主総会の時をもって、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、中期経営計画を含む業績達成に向けた中長期インセンティブとして、また、株式保有を通じて株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額30,000千円以内、年23,000株以内の譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、2017年4月に報酬委員会を設置し、2018年度以降の取締役の報酬については、株主総会で決定した限度額の範囲で、報酬委員会にて決定しております。

監査役については、株主総会で決定した限度額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役のサポートはコーポレート戦略本部 経営管理部が実施しており、会議資料の配布・補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】

当社の取締役会は、取締役8名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役会は、原則として月1回の定時開催・必要に応じて臨時開催され、全ての取締役および監査役が出席し、月次決算の状況および財務諸表を報告し承認を得る等、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。なお、当社は、2018年4月1日より執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化による経営の効率化を図っております。

【経営会議】

業務執行上の重要事項の審議・決定や取締役会への付議を行う機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、原則として毎週1回開催され、常勤取締役と常勤監査役が出席し、経営方針、経営戦略、部門間の課題等業務執行上の重要事項の審議、意見具申、報告、情報共有および決議が行われ、経営会議規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われるようになっております。

【監査役および監査役会】

監査役会は、監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や営業所への往査等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

【会計監査人】

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、森内茂之および沖聡であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等19名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立役員の5名はいずれも独立した立場から取締役の業務執行を監査しており、一般株主保護のためのコーポレート・ガバナンス体制としては問題ないものと考えております。

今後もガバナンス体制の向上を経営の課題として継続検討してまいります。現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	招集通知や決議通知を自社ホームページに掲載しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、議決権行使プラットフォームにおいて提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	年2回以上のアナリスト・機関投資家向け説明会の開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR情報ページを設け、決算短信・四半期情報、有価証券報告書、四半期報告書、機関投資家向け説明会資料、月次情報を速やかに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、大切なものを安心・安全に取引できるマーケットの創造を目指しております。そのために必要な高い専門性を持つエキスパートを各分野に備え、新品・中古品を問わず、本物の価値を提供することをミッションとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先および株主等、当社のステークホルダーに対して、適時適切な情報を開示することは上場企業の責務であり、この責務を果たすことが会社の重要事項として認識し、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を当社ホームページ、適宜開催予定の会社説明会等を通じて行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備状況は次のとおりであります。

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)
当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
「取締役会規程」において、重要な財産の処分及び譲受、多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)
株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
経営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理している。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
職務権限規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めている。
取締役会、経営会議及びその他の重要な会議にて、取締役及び経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、コンプライアンス委員会主導のコンプライアンス教育を定期的の実施するとともに、それぞれの所管部署において必要に応じたモニタリングを実施している。
経営会議において危機管理を所掌し、事業の継続性を揺るがすほどの重大リスクが発生した場合の対応につき整備を進めている。
全社のリスク管理の基本方針を明らかにし、リスクの識別と対処についての体系を明確にするための規程を制定し運用している。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
経営会議を設置し、必要に応じ取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、職務権限規程に定められた決定事項の決定を行っている。
取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
業績管理に資する財務データは、ITを活用したシステムにより迅速かつ確に取締役に提供されている。
- (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)
「倫理規程」「コンプライアンス規程」「行動規範」を定め、全従業員に通知するとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。
コンプライアンス体制の強化を図るために、「内部通報制度」を導入し、当社に属する全ての人が利用できる仕組みを設けている。
内部監査部門である「内部監査グループ」が、各部署における業務執行が法令・定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施している。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)
現在は監査役の職務を補助する使用人は設置していないが、監査役の要請に基づいて監査役の職務補助のための監査役付使用人を置くこととする。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)
必要に応じて監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとする。
当該使用人の異動、人事考課などについては、監査役の事前承認を得なければならないこととする。
- (8)前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号) 監査役は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。
- (9)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第4号)
監査役は、毎年度末に取締役に對し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (10)前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)
倫理規定で監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
- (11)監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針(会社法施行規則第100条第3項第6号)
監査役が、その職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12)その他監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針(会社法施行規則第100条第3項第7号)
監査役が、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門(「内部監査グループ」)及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

なお、上記の体制が有効に機能するために、標準的な「内部統制の枠組み」に基づいて、内部統制システムの構築を推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての「企業倫理」および遵守指針としての「行動指針」を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として運用を行っております。

具体的には、新規取引先等については、外部企業情報機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行うと同時に、継続取引先についても年1回チェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

万一問題が発生した場合は、必要に応じて顧問弁護士や警察、特殊暴力防止対策連合会等に相談し、適切な処置をとることとしております。

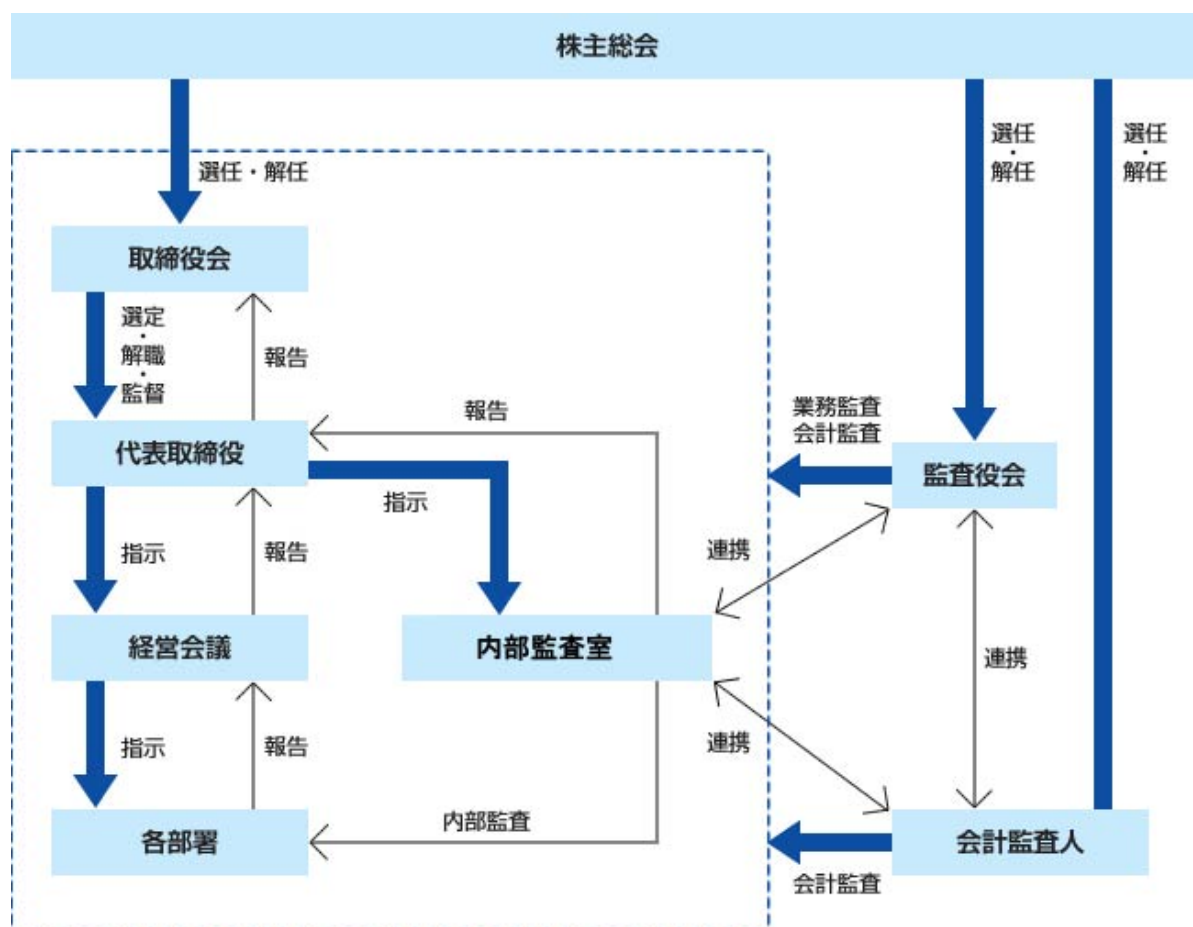
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする組織体制を強化し、株主に対する説明責任を果たすべく、適切な情報管理・開示体制の構築と経営の透明性の確保、さらに企業倫理の尊重による公正で健全な企業経営を基本方針とし、経営の効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値を増加させ、その最大化を図ってまいります。



【適時開示体制の概要（模式図）】

